

資料編

1-1 制度改正等の動向

《制度改正等の動向》

年月	法令・方針等	要点
平成 25 年 (2013 年) 8 月	社会保障制度改革 国民会議報告書	・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成 27 年 (2015 年) 9 月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成 28 年 (2016 年) 3 月	社会福祉法の改正	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29 年 (2017 年) 4 月施行。一部平成 28 年 (2016 年) 3 月・4 月施行)
平成 28 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 ・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (平成 28 年 (2016 年) 5 月施行)
平成 28 年 6 月	ニッポン一億総活躍プラン	・少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取り組みの方向として、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が示された。 (平成 28 年 (2016 年) 6 月閣議決定)
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 29 年 (2017 年) 5 月	社会福祉法の改正	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (平成 29 年 (2017 年) 6 月公布、平成 30 年 (2018 年) 4 月施行)
	介護保険法の改正	・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
平成 29 年 9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて 5 つの視点を提示。

1-2 第2次計画における取り組み

○本市の取り組み

第2次計画

基本目標

			市の取組方針	具体的事業（H27～H30）
1 基本的な生活の安全安心の確保	1-1 福祉サービスなどの整備・充実	①	国や県の動向も踏まえ、各福祉行政計画に基づき福祉サービス及び公共施設のさらなる整備・拡充を進めます。	・ 特別養護老人ホーム 20 床増床 ・ 高齢者グループホーム 2 施設増加 ・ 定期巡回型、看護小規模多機能型 サービス事業所増加 ・ 子ども向け屋内遊戯場の開設 ・ 桐生市自殺対策計画の策定 ・ 桐生市障害者基幹型相談室の設置 ・ 病児・病後児保育事業の開始 ・ 放課後子供教室の検討
		②	地域ごとの必要なサービス提供についての推進を図っていくようにします。	・ 地域包括支援センターを 5 圏域から 8 圏域に拡充し機能強化を図っている。 ・ 認知機能低下予防「脳いきいき教室」の開催 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として、研修会、講演会の実施
		③	福祉サービスが利用しやすくなるように内容、利用方法を簡潔に公表していきます。	市の広報紙及びホームページを活用
	1-2 適切な福祉情報の提供	①	公的機関窓口では、その人自身に必要な福祉情報が提供できるように、市役所内外を問わず連携していける体制を整えます。	保健福祉会館、各公民館、地域包括支援センター等と連携
		②	福祉情報について市ホームページの利便性を高めるよう推進していきます。	担当課と連携し、随時実施
		③	社会福祉協議会の窓口を住民に周知し、福祉情報の提供に努めます。	各種パンフレット等に連絡先を掲載するなど、周知に努めている。
	1-3 相談支援体制の充実	①	高齢者、子育て、障がい者など各相談者に合わせた相談支援の充実を推進していきます。	・ 子ども家庭総合支援拠点の整備 ・ 子育て世代包括支援センターの整備 ・ 地域包括支援センターの拡充 ・ 桐生市障害者基幹型相談室の整備 ・ 在宅医療介護連携センターきりゅうの開設 ・ 認知症初期集中チームの活動推進 ・ 認知症カフェの開設 ・ 子ども療育部会の開催 ・ 医療的ケアを要する児童の意見交換会の開催
		②	社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員の地域での存在を明確にできるようにしていきます。	・ 活動強化週間での PR ・ 桐生祭りのパレードに参加し周知 PR ・ 地区別懇談会への参加
		③	適切な窓口の案内ができるように市、社会福祉協議会を含め全体で連携し、情報を提供していきます。	常時緊密な連携を図り、情報提供に努めている。
	1-4 地域における権利擁護の推進	①	通報、相談先について、住民に周知していくとともに、行政や地域包括支援センター等の専門機関、地域の民生委員・児童委員等が情報共有して、迅速な対応ができる体制整備を進めます。	研修会の実施や、チラシを窓口へ設置し周知を図っている。
		②	権利擁護に関係する制度の情報発信をしていき、制度利用者の尊厳を保ちながら、その利便性の向上を図ります。	複数の課で担当職員が研修受講し、知識の向上に努めている。
	1-5 災害時などの支援協力体制	①	広報紙などを通じて災害時避難行動要支援者名簿の制度を周知していくとともに、地域支援者の登録について理解と協力を求めています。	毎年、広報紙に掲載
		②	災害時の高齢者や障がい者等への支援について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、消防団、見守り活動などと連携しながら、住民と協力していけるように体制を整えていきます。	災害時に活用するよう、避難行動要支援者名簿を毎年更新し、各関係機関へ配付している。
		③	社会福祉協議会と連携し、災害時における高齢者や障がい者等への支援を研究していきます。	避難行動要支援者名簿の活用方法の検討、関係部署との協議を実施

第2次計画

基本目標

			市の取組方針	具体的事業（H27～H30）
2 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進	2-1 地域福祉推進のための協働	①	地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を今後も継続し、社会福祉協議会、市の連携により発展させていきます。	それぞれ継続して充実を図っている。
		②	地域ニーズを把握するため、住民、社会福祉協議会からの情報提供を促していきます。	・地区別懇談会を開催 ・市民アンケートを実施
	2-2 地域全体によるネットワーク化の推進	①	地域のさまざまな状況を把握し、社会福祉協議会等と連携して地域のネットワークに必要な支援を充実させていきます。	・社会福祉法人と地域との関わりについてアンケートの実施 ・認知症等高齢者見守り SOS ネットワークの構築 ・協議体設置の推進、生活支援コーディネーター2名の配置
		②	地域福祉計画、地域福祉活動計画の周知を図ります。	ホームページに掲載
	2-3 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	①	社会福祉協議会と協力して情報交換の場を提供していきます。	・認知症カフェへの支援（登録事業、開設助成事業） ・協議体の設置の推進 ・地域ケア会議の開催、出席
		②	相談支援窓口を継続して活用してもらえるように周知していきます。	ホームページを活用
		③	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会と連携して、地域の被支援者やまだ支援を受けていない人の把握に努めます。	・ひとり暮らし高齢者基礎調査の実施 ・地区民生委員協議会への出席 ・地域ケア会議の開催、出席
		④	支援拒否者に対する制度理解を進めていきます。	・各相談窓口において実施。
3 市民活動の推進による生きがいづくり	3-1 市民活動の推進	①	社会福祉協議会と連携して、各種市民活動やボランティア活動の情報について地域で共有できるように図っていきます。	・ホームページの充実 ・市民活動推進センター「ゆい」との連携 ・市民生活課との連携
		②	ボランティア活動の相談窓口（社会福祉協議会）を周知していきます。	・社会福祉協議会と連携して周知
		③	福祉活動についてその種類や内容について住民に理解してもらえるよう社会福祉協議会と協力して情報提供をしていきます。	ホームページの充実
	3-2 活動拠点としての施設活用	①	今後も各福祉関係施設、公民館等と連携して、各活動の拠点を確保していけるようにしていきます。	・介護施設の地域交流スペースの設置推進、活用 ・高齢者サロンの推進
		②	社会福祉協議会と連携して、各活動拠点において福祉情報が把握できるよう推進していきます。	・生き生き市役所出前講座 ・公民館で、おりおり体操や高齢者学級の実施
	3-3 健康・介護予防の推進	①	各行政福祉計画に基づいた事業を展開するとともに、状況に合わせた計画の見直し等を行っていきます。	各計画の進捗状況管理、評価の実施
		②	地域の事情に合わせたサービスの提供を検討し、推進していきます。	・協議体での検討 ・社会福祉法人による高齢者移動支援（実験実施中） ・高齢者サロンへの乗り合い事業（検討段階） ・地域ケア会議での検討
		③	広報紙、ホームページなど、福祉情報をそれぞれの世代に合わせた形で提供できるように推進していきます。	広報紙、ホームページで提供
4 住民相互の協力による地域生活の充実	3-4 地域の人材育成	①	社会福祉協議会に協力しながらボランティア活動について理解が得られるように図っていきます。	・社会福祉協議会と連携
		①	社会福祉協議会などと連携して住民相互の交流を支援していきます。	高齢者サロン、協議体、地区別懇談会、地域交流スペースの推進
		②	住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるように各団体と連携しながら支援していきます。	民生委員、町会等との連携
	4-1 住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	③	「手助けする、したい」という気持ちを次世代に継続していけるような地域づくりを社会福祉協議会と連携し、支援していきます。	・社会福祉協議会と連携し、地域の支援団体の活動を支援

○本市社会福祉協議会の取り組み

第2次計画

基本目標

基本目標			市社協の取組方針	具体的事業（H27～H30）
1 基本的な生活の安全安心の確保	1-1 福祉サービスなどの整備・充実	①	サロン活動や見守り活動などの拡充を図り、住民参加を主体とした地域福祉活動の充実を図ります。	・地域福祉活動推進事業（サロン活動、自主防災活動、介護予防活動、世代間交流活動）として支部・町会及び自治会において実施される福祉活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。 ・町会及び自治会において実施される見守り活動に対し、助成金の交付及び情報提供をしている。
		②	地域福祉活動を円滑に推進するため、個人情報の取扱いを検討します。	・避難行動要支援者名簿の共有と取り決めへの同意を行っている。
		③	地域福祉活動の財源確保のため、共同募金運動に協力します。	・群馬県共同募金会桐生市支会、新里分会及び黒保根分会の事務局として共同募金運動事業への協力をしている。
	1-2 適切な福祉情報の提供	①	社会福祉協議会広報紙「あい愛ひろば」を年3回毎戸配布し、社会福祉協議会事業の周知を図り、福祉情報の提供を行います。	・機関紙を年3回発行し、福祉情報の提供に努めている。
		②	サロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。	・サロン活動や見守り活動の参加者や担い手に福祉情報を提供している。
		③	F M 桐生等のコミュニティーラジオに出演し、社会福祉協議会事業を啓発します。	・「FM 桐生」出演により社会福祉協議会事業について周知している。
		④	社会福祉協議会ホームページの充実を図るとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）により情報を提供します。	・社会福祉協議会の情報を広く提供するための手段としてホームページの管理運営をしている。
	1-3 相談支援体制の充実	①	事務局を担当する民生委員児童委員協議会の研修や事例研究の充実を促進します。	・福祉研究部会等において、福祉制度・施策に対して、自主的な研究や情報交換を実施している。
		②	社会福祉協議会相談窓口充実のため、職員研修を実施するなど、職員の資質向上に努めます。	・役職員研修の充実を図っている。 （倫理研修、クレーム対応研修、事務研修、介護職員研修、運転適正検査、初級研修、感染症予防研修、人権研修、採用内定者研修）
		③	適切な窓口の案内ができるように市、社会福祉協議会を含め全体で連携し、情報を提供していきます。	・市と連携し、適切な相談窓口についての情報提供を行っている。
	1-4 地域における権利擁護の推進	①	権利擁護事業における地域包括支援センター等専門機関との連携を強化します。	・地域包括支援センターやケアマネージャーと連携し、福祉サービス利用援助事業の充実を図っている。
		②	生活支援員の増員・育成を図ります。	・福祉サービス利用援助事業において生活支援員連絡会議、生活支援員現任研究会の実施している。
		③	成年後見制度を研究し、連携のあり方を検討します。	・成年後見制度についての研修会に参加している。
		④	研修会などにより、地域における権利擁護事業等について啓発します。	・地域住民の理解を深めるため、成年後見制度の研修会を実施している。
	1-5 災害時などの支援協力体制	①	行政と連携し、災害時避難行動要支援者名簿制度の周知を行います。	・行政と連携し、災害時避難行動要支援者名簿の周知方法について検討している
		②	災害時の連携に向け、災害時避難行動要支援者名簿の情報を自治会、見守り活動、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等関係機関での共有について検討します。	・災害時の連携に向け、災害時避難行動要支援者名簿の活用方法や情報共有について検討している。
		③	災害ボランティアの研究を継続して充実します。	・ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動体制づくりのため、研修会の実施や訓練への参加をしている。 ・机上訓練を実施している。

第2次計画

基本目標

			市社協の取組方針	具体的事業（H27～H30）
2 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進	2-1 地域福祉推進のための協働	①	地域福祉コーディネーターの配置や地区別懇談会の開催を通じて、地域の福祉課題の発見に努めます。	・地区担当職員が地区定例民児協や専門職の連携会議等に出席し、地域の福祉課題把握に努めている。
		②	社会福祉協議会支部との連携を図り、支部活動の充実を図ります。	・支部と連携して、地域福祉活動及び見守り活動の普及、充実を図っている。
		③	みどり市社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉の情報収集に努めます。	・みどり市在住・在学の学生が高校生ボランティアスクールへ参加している。 ・機関紙への相互掲載をしている。
	2-2 地域全体によるネットワーク化の推進	①	地域福祉コーディネーターを各地区に配置し、自治会役員・民生委員・児童委員、各種団体や地域包括支援センター等専門機関を集めた地区別懇談会を開催し、それぞれの地域に合わせた福祉活動を実施します。	・地区担当職員が自治会、民生委員等各種団体や関係機関と連携により福祉活動を推進している。
	2-3 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	①	サロン活動及び見守り活動を通じて、福祉課題を抱えた世帯の早期発見を行います。	・サロン活動や見守り活動の参加者や担い手に対して、福祉課題の早期発見に努めている。
		②	事務局を担当する民生委員児童委員協議会及び老人クラブ連合会の訪問活動の充実を図ります。	・友愛訪問活動の推進を図っている。
		③	民生委員児童委員協議会、自治会等と連携し、情報が必要な人に適切に情報を提供します。また、支援が必要な人の情報提供を受け、関係機関に適切につなぎます。	・地区担当職員が地域で把握した課題に対し、地域住民や専門機関との連携により課題解決に努めている。
3 市民活動の推進による生きがいづくり	3-1 市民活動の推進	①	福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行います。調査結果ニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。	・ボランティアニーズ調査を実施し、活動希望者が活動しやすい環境づくりを行っている。
		②	行政及び市民活動推進センター「ゆい」と連携し、ボランティア情報の共有を行い、ボランティア情報の配信を行います。	・行政及び市民活動支援センター「ゆい」と連携し、ボランティア情報の共有を行うとともに、桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」にてボランティア情報の発信を行っている。
	3-2 活動拠点としての施設活用	①	活動拠点となる施設に対し、ボランティア情報を提供するなど連携します。	・実施方法について検討している。
	3-3 健康・介護予防の推進	①	サロン活動を活用し、桐生市オリジナル体操「元気おりおり体操」など介護予防を推進します。	・サロン活動等地域福祉活動で桐生市オリジナル体操「元気おりおり体操」等介護予防を推進している。 ・長寿センター等において桐生市オリジナル体操「元気おりおり体操」を実施している。
	3-4 地域の人材育成	①	ボランティア団体登録をおこなっている団体に対してリーダー研修を行い、組織の活性化を図ります。	・実施方法について検討している。
		②	地域福祉活動計画や地域福祉活動を理解するための研修会を開催します。	・福祉のまちづくりセミナーを開催している。 ・サロン担い手の集いを開催している。
4 住民相互の協力による地域生活の充実	4-1 住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	①	サロン活動や見守り活動を通じて、地域住民の共助作用の向上を図ります。	・サロン活動や見守り活動の参加者や担い手同士が交流を深め、共助作用の向上を図っている。

1－3 桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として作成された桐生市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、桐生市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の所管する桐生市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

- 第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、市職員及び社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の職員をもって組織する。
 - 3 作業部会に座長及び副座長を置く。
 - 4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

- 第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

1－4 桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成した桐生市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進するため、桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行にあたっては、桐生市の所管する桐生市地域福祉計画と連携していくものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療・社会福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会）

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、市職員及び本会職員をもって組織する。

3 作業部会に座長及び副座長を置く。

4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

（意見の聴取等）

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、地域福祉係に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

1-5 桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

No	区分	所属団体	氏名	
1	市民組織	桐生市区長連絡協議会	田所 武男	
2	市民組織	桐生市老人クラブ連合会	四辻 栄	
3	市民組織	桐生市心身障害者関係団体連絡協議会	高草木 薫	
4	市民組織	桐生市婦人団体連絡協議会	中野 福代	
5	市民組織	桐生市ボランティア協議会	宮地 由高	委員長
6	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	塚田 征子	副委員長
7	市民組織	桐生市民生委員児童委員協議会	福田 進一	
8	市民組織	桐生市食生活改善推進協議会	川崎 妙子	
9	医療・福祉	桐生市医師会	菊地 一真	
10	医療・福祉	群馬県老人福祉施設協議会	古谷 忠之	
11	医療・福祉	桐生保健福祉事務所	栗原 紀喜	
12	その他	桐生市小学校校長会	島倉 雄一	
13	その他	桐生市中学校校長会	新保 和孝	
14	公募委員		武井 克夫	

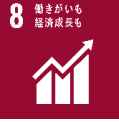
1-6 計画の作成経過

日程		活動内容	概要
2018 年	5 月 30 日	第 1 回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○委嘱状交付 ○委員長、副委員長選出 ○2 次計画進捗状況報告
	6 月 14 日	群馬県社会福祉協議会 訪問	○計画概要研修
	8 月 2 日	先進地視察（日立市）	
	10 月 2 日	先進地視察（矢板市）	
	12 月 25 日	第 2 回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○先進地視察結果報告 ○スケジュールについて
2019 年	3 月 12 日	第 1 回作業部会	○市民アンケートの内容について
	3 月 27 日	第 3 回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○市民アンケートの実施について ○地区別懇談会の実施について
	3 月～4 月	福祉団体アンケートの実施	○地域福祉に関する「福祉団体関係者」 の意見や考え方を調査
	4 月～5 月	市民アンケートの実施	○地域福祉に関する「市民」の意識な どを調査
	6 月～7 月	地区別懇談会の実施	○地域における生活課題の抽出 22 区（15 日間）
	7 月～8 月	社会福祉法人アンケートの実施	○地域福祉に関する「社会福祉法人関 係者」の意見や考え方などを調査
	8 月 22 日	第 2 回作業部会	○各アンケートの実施結果について ○地区別懇談会の実施結果について ○計画の方向性について
	8 月 30 日	第 4 回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○各アンケートの実施結果について ○地区別懇談会の実施結果について ○計画の方向性について
	10 月 9 日	第 3 回作業部会	○計画の骨子案について

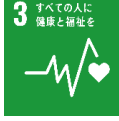
	10月11日	第5回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○計画の骨子案について ○第2次計画の進捗状況について
	12月23日	第6回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○計画の骨子案について
	12月25日 ～1月23日	意見提出手続（パブリック・コ メント）の実施	
2020年	2月12日	第7回桐生市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画推進委員会	○地域福祉計画・同活動計画の最終案 の調整について
	3月	議会議案提出	
	4月	第3次桐生市地域福祉計画・第 3次地域福祉活動計画 施行	

1-7 基本目標、取組の方向性における SDGs の視点

1 安心・安全の地域づくり

1-1 福祉サービスなどの整備・充実	      
1-2 適切な福祉情報の提供	    
1-3 活動拠点としての施設活用	     
1-4 健康・介護予防の推進	    
1-5 災害時などの支援協力体制	 

2 支え合いの仕組みづくり

2-1 相談支援体制の充実	   
2-2 地域における権利擁護の推進	   
2-3 住民同士のつながり、住み慣れた地域での生活の充実	 
2-4 地域全体によるネットワーク化の推進	  
2-5 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	    

3 地域を支える人づくり・活動の促進

3 - 1 地域福祉推進のための協働	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に
3 - 2 市民活動の推進	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に
3 - 3 福祉教育の推進	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
3 - 4 地域の人材育成	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを